

平成14年4月10日

我が国の知的財産戦略に関する提言(抜粋)

知的財産戦略会議

座長 阿部 博之 様

・ 社団法人日本レコード協会

会長 富塚 勇



・ 社団法人日本映像ソフト協会

会長 稲葉 昭典



・ 社団法人日本音楽著作権協会

理事長 吉田 成



・ 日本商品化権協会

理事長 山科 誠



・ 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

理事長 辻本 達也



・ 社団法人日本漫画家協会

理事長 やなせ たかし



・ 社団法人日本音楽事業者協会

会長 井澤 伸



・ 社団法人音楽制作者連盟

理事長 奥田 義行



・ 社団法人日本芸能実演家団体協議会

実演家著作隣接権センター顧問会議議長

野村 萬



・ 社団法人日本映画製作者連盟

会長 松岡 功



・ 肖像パブリシティー権擁護監視機関

理事長 相澤 正久



・ 21世紀のコミック作家の著作権を考える会

理事 猪瀬 直樹



不正商品対策協議会

代表幹事 稲葉 昭典



映像、ゲームソフト、音楽ソフト、キャラクター商品、漫画、画像などの創作・製作に携わる文化産業は、今後の国際社会のなかで日本の経済的活力を維持・促進していくために、極めて重要な産業分野の一つです。

これらの文化産業は知的財産の保護を産業の成立基盤としています。知的財産の保護を通じて日本の文化産業の強化をはかることは、日本経済が製造業中心から知的財産を核とする体制に脱皮するためにも必要不可欠です。

知的な創作物・商品に関する産業の活性化と国際競争力の強化を目的として、この「知的財産戦略会議」が設置されたものと理解できます。この目的の達成・促進のために、以下に提言するとおり、著作権を含む知的財産権の強化が必要であり、一部で主張されているといわれる著作権についての後退（権利・保護水準の切下げ）は、けっして許されるものではありません。

記

提言8 新たな知的財産権保護の立法化と保護期間の延長など

また現行法では、法人が著作者となる著作物（映画の著作物を含む）については個人が著作者となる他の著作物と比較して保護期間が短くなっています、早急にその延長が必要です。